

村民献血と愛の血液助け合い運動

あなたの血液が命を救う 献血にご協力ください

医療技術の進歩や少子高齢化の進展などにより、今後、血液需要はますます増加することが見込まれます。一方で、新型インフルエンザが国内で発生したことなどから、献血者が減少し、このままでは医療に必要な血液が不足してしまう状況が予想されています。

すべての血液製剤を国内の献血により確保することを目指し、「愛の血液助け合い運動」が8月31日まで実施されます。血液を必要とする方への供給が滞ることのないようにするために、1人でも多くの方の献血へのご協力をお願いします。



○若い世代の協力が不可欠

献血者の5割以上は16歳から39歳の方々です。それに対して輸血用血液の約6割が65歳以上の方の医療に使われています。少子高齢化によって献血を担う若い世代は減り、一方で輸血を必要とする高齢者が増えることで、救命医療に支障をきたすおそれもあり、将来的に必要な血液製剤の在庫量を確保することが難しくなることも予想されています。

血液は、まだ人工で作ることはできません。一人ひとりの善意によって支えられています。献血は、直接人の命を救う、とても大切なボランティア活動なのです。若い世代の方々には、社会の一員として進んで献血に参加していくことが求められています。

○村民献血

■日時…8月25日(木) 午前10時～正午 ■場所…保健相談センター

献血は、400ml献血、200ml献血、成分献血(血しょうや血小板など特定の成分だけを献血する方法)の3つの方法がありますが、今回村民献血で実施するのは400ml献血、200ml献血です。献血の主な基準は次のとおりです。これらは医療受給に沿い、血液製剤の国内自給にとって必要な献血方法です。

■献血の基準

| 1回献血量 | 年齢 | 体重 | 最高血圧 | 年間献血回数 | 年間総献血量 |
|---------|---------|----------------------|-----------|------------------|---|
| 400ml献血 | 18歳～69歳 | 男女とも50kg以上 | 90mm Hg以上 | 男性3回以内 女性2回以内 | 400ml献血と200ml献血を合わせて 男性1200ml以内 女性800ml以内 |
| 200ml献血 | 16歳～69歳 | 男性45kg以上 女性40kg以上 | | 男性6回以内 女性4回以内 | |

*65歳～69歳の方については、60歳～64歳までの間に献血経験のある方が対象となります。

*献血は、事前に全血比重または血色素量と血圧を検査し、医師が検診を行います。薬を飲んでいる方は、検診時に医師にお申し出ください

○献血ルームのご案内

献血は、次の各献血ルームでも行うことができます。

■献血ルーム前橋ハートランド 前橋市南町3-9-5 大同生命ビル1階 ☎0120-80-5871 毎週火曜日休業

■高崎駅献血ルームハーモニー 高崎市八島町222 JR高崎駅東口3階イーサイト内 ☎0120-80-5870 第4月曜日休業

■献血ルーム太田Y O U愛 太田市飯塚町1549-2 ☎0120-80-5872 毎週金曜日休業

*受付時間は各献血ルーム共通、午前10時～午後1時、午後2時～午後5時30分です。また、年末年始は休業です。

○献血についてのお願いと注意事項

■献血受付時には、検査目的の献血防止対策の一環として身分証明書などの掲示をお願いし、本人であることの確認をさせていただきます。これは、ウイルス等に感染した可能性があるときは、患者さんの安全のため献血はしないという「安全で責任のある献血」の思想をご理解していただきたいために行います。ご協力をお願いします。

■献血手帳をお持ちの方は、ご持参ください。

■献血中および献血後は、採血スタッフの指示に従って行動してください。

■献血者の健康が大前提です。日頃から健康な体づくりのため、十分な睡眠と食事を心がけてください。

○エイズ検査目的の献血は絶対にしないでください

エイズウイルス(HIV)感染直後の血液は、検査をしても感染が証明できません。エイズに感染した方が献血し、その血液が輸血されると感染のおそれがあります。エイズ感染の検査目的の献血は絶対にしないでください。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線131)へ

国民健康保険

高齢受給者証・限度額適用認定証等を更新します

○高齢受給者証の更新

国民健康保険高齢受給者証は、国民健康保険の加入者で70歳以上75歳未満（ただし、後期高齢者医療制度該当者を除きます。）に交付されます。

この高齢受給者証は、毎年8月1日に更新します。対象となる方には8月1日から使用することのできる新しい高齢受給者証を郵便でお送りします。なお、現在お使いの高齢受給者証は8月1日以降使用することができませんのでご注意ください。

■一部負担金の割合について

高齢受給者証に記載される一部負担金の割合は、同一世帯にいる高齢受給者証該当者の平成22年中の住民税課税所得により判定されます。

○課税所得145万円以上…3割負担（現役並み所得者）

○課税所得145万円未満…1割負担

ただし、一部負担金の割合が3割に該当する方のうち、収入額が次のいずれかに該当するときは、申請により一部負担金の割合が1割になります。

○高齢受給者証該当者が同一世帯に1人で、収入額が383万円未満

○高齢受給者証該当者が同一世帯に2人以上で、収入額の合計が520万円未満



○限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

国民健康保険の被保険者は、入院の際に限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口に表示することで、医療費などの自己負担が限度額までとなります。

これらの認定証は、8月1日で更新します。8月1日以降は現在お使いの認定証を使用することはできませんので、引き続き使用する場合には交付の手続きを行ってください。また、現在認定証をお持ちでない方が入院をする場合も、健康・保険課で交付手続きをして、入院前に認定証の交付を受けてください。なお、保険税の納付の状況により、認定証の交付ができない場合があります。

▶お問い合わせは、健康・保険課（☎54-2211 内線141）へ

福祉医療制度

福祉医療費受給資格者証の更新について

8月1日から、母子・父子家庭に該当する方の福祉医療費受給資格者証（ピンク色の医療券）が更新されることに伴い、現在お使いの受給資格者証は、8月1日以降使用することができなくなります。

対象者には、新しい受給資格者証（有効期限：平成23年8月1日から平成24年7月31日）を7月中に簡易書留でお送りしますので、8月1日以降は、新しい受給資格者証を使用してください。

■対象者

○母子・父子家庭（18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭および18歳未満で父母のいない児童）

■その他

○現在お使いの受給資格者証は8月1日以降使用することができませんので、健康・保険課へ返却してください。

○勤務先、住所などが変更となった場合は、受給資格者証の更新手続きが必要となりますので、被保険者証・印鑑・受給資格者証をお持ちのうえ、必ず14日以内に健康・保険課で更新手続きを行ってください。

▶お問い合わせは、健康・保険課（☎54-2211 内線144）へ



被保険者証を更新します

○後期高齢者医療被保険者証の更新

8月1日から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります。現在お使いの被保険者証は、8月1日以降使うことができなくなりますので、後期高齢者医療被保険者には、新しい被保険者証(有効期限が平成23年8月1日から平成24年7月31日)を7月中に郵便でお送りします。

■一部負担金の割合について

被保険者証に記載される一部負担金の割合は、同一世帯にいる被保険者の平成22年中の住民税課税所得により判定されます。

○課税所得145万円以上…3割負担(現役並み所得者)

○課税所得145万円未満…1割負担

ただし、一部負担金の割合が3割に該当する被保険者のうち、平成22年中の収入額が次のいずれかに該当するときは、申請により一部負担金の割合が1割になります。

○被保険者が同一世帯に1人で、収入額が383万円未満

○被保険者同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満

○同一世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合、その方と被保険者の収入額合計が520万円未満



○臓器提供意思表示欄

臓器移植に関する法律が改正され、国や地方公共団体では移植医療に関する啓発を行うことになりました。そのため、群馬県後期高齢者医療広域連合においても被保険者証の様式を改正して、被保険者証の裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けました。

臓器提供意思表示欄に必要事項を記入することで、被保険者ご自身の臓器を「提供する」「提供しない」の意志を表すことができます。また、意思表示をした内容について他人に知られたくない場合は、健康・保険課に「個人情報保護シール」が用意してありますのでご利用ください。

なお、臓器提供意思表示欄への記入は被保険者の任意ですので、必ず記入しなければならないものではありません。

○限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の被保険者は、入院の際に限度額適用・標準負担額減額認定証を窓口で提示すると、医療費などの自己負担が限度額までとなります。

現在お使いの認定証は8月1日以降使用することができませんので、現在認定証の交付を受けている被保険者、または新たに認定証の交付を希望する被保険者は、住民税の課税状況を確認のうえ、8月中に健康・保険課で認定証の交付手続きをしてください。

なお、保険料の納付状況により認定証の交付ができないことがあります。

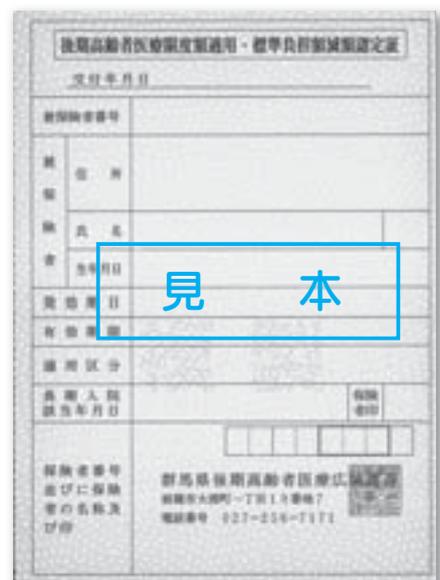
○短期被保険者証の交付

被保険者証の有効期限は通常1年間ですが、保険料の滞納により通常より有効期限の短い被保険者証を交付する場合があります。また、特別な事情がなく納付状況が改善しない場合は、医療費がいったん全額自己負担となる「資格証明書」を交付することがあります。

○被保険者証の詐取にご注意ください

今般、群馬県内において市町村職員や群馬県後期高齢者医療広域連合職員を名乗る人物が「被保険者証の更新時期になりましたので、古い被保険者証を回収に来ました。新しい被保険者証は後日郵送します。」と説明し、被保険者証を詐取するという事件が発生したとの情報が寄せられました。市町村職員及び広域連合職員が被保険者証の回収のためにご自宅を訪ねることはありませんので、このような不審な訪問者があった場合、絶対に被保険者証を渡さず、最寄りの警察、健康・保険課または広域連合へお問い合わせください。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線143)、または群馬県後期高齢者医療広域連合(☎027-256-7125)へ



建設課よりお知らせ

道路上に張り出している樹木の伐採等のお願い

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により、歩行者や自動車等の通行の支障となる場合があります。歩行者及び自動車等の通行や、強風や大雨時の安全確保のため、樹木の管理にご協力をお願いします。

樹木の倒木等が原因で歩行者や自動車等に事故が発生した場合には、樹木が植生している土地の所有者の責任を問われる場合があります。(民法第717条：土地の工作物の占用者及び所有者の責任 道路法第43条：道路に関する禁止事項)

次のような状態が見られる土地の所有者の方は、樹木の伐採や枝払いをお願いします。

- 道路、歩道に樹木が張り出している
- 枯れ木や折れ枝による通行への障害がある(又はその恐れがある)
- 竹木の繁茂による通行への障害がある(又はその恐れがある)

【作業時の注意事項】

電線や電話線がある場所での作業は、事前に最寄りの東京電力やN T Tの事業所に連絡をしていただいた上で、電線等の管理者の立ち会いのもと、行ってください。

作業の際には、道路を通行する歩行者や自転車、自動車の安全を十分確保し、また、転落等の事故が起こらないように十分注意してください。

▶お問い合わせは、建設課(☎54-2211 内線232)

総務課よりお知らせ

公有車を入札により売却します

榛東村公有車(村長車)の一般競争入札を実施します。入札に参加するためには事前に申込が必要です。

■入札申込

実施案内書は、総務課にて配布しています。郵送で請求する場合は、封筒の表に「公有車売払一般競争入札案内書請求」と記入し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2)を同封のうえ、総務課まで請求してください。申込みは、7月29日(金)まで(土・日・祝日は除く)の午前8時30分～午後5時15分の間、総務課にて受け付けます。

■入札日

平成23年8月9日(火)

■最低売却価格

10,000円

■入札物品

トヨタクラウン 走行距離 67,011km(平成23年6月末日現在)
排気量 2,500cc 登録年月日 平成10年9月



▶お問い合わせは、総務課(☎54-2211 内線252)へ

住民生活課よりお知らせ

資源ごみのストックハウスを設置しました。

村では、資源ごみの分別収集の促進を図るため、旧役場敷地内に資源ごみのストックハウスを設置しました。6月25日(土)から利用開始となっていますので、是非ご利用ください。

※資源ごみの受入において、事業系のものは対象外です。

■受入時間

毎週土・日曜日の午前9時から正午まで

■受入対象

- ペットボトル、ビン類、段ボール、新聞紙、雑誌、アルミ缶、スチール缶
- ・ペットボトル(ラベルはなるべくはずす)やビン類、アルミ缶等の容器類は中を洗浄し、キャップが付いているものははずしてください。
- ・段ボールはつぶして平らな状態にしてください。
- ・新聞紙や雑誌については、量が多い場合は、ヒモで縛ってください。

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

